

〈みやぎ仙南ジャックス保証型農機具ローン事務取扱要綱〉

I. 制度の内容

1. 貸出対象者の資格基準	以下の全ての条件に適合する者とする。 (1) 借入者申込時の年齢が満20歳以上、完済時年齢が75歳以下 (2) 農業を営む方または従事する方 (3) 営業年数が3年以上の方 (4) 前年度税込み年収150万円以上ある方 (5) 過去に不渡り延滞等の事故がなく、乙の保証が受けられる方 ※農業法人、任意団体は対象外とする。
2. 資金使途	甲が運営する農機具センター等での購入、又は農機具に関する次の資金とする。 (1) 農機具(耕耘機、田植機、トラクター、コンバイン等)の購入資金 (2) 農機具の点検、修理、車検費用 (3) 上記に付帯する費用 (4) 農機具ローン(信販会社の立替払に限定)の借換資金 但し、金利軽減が見込め、借換対象ローンの支払いについて過去に返済遅延がないこと。 (5) 肥料、ビニールハウス等の資材設備関連資金(自JAで販売する場合に限定) (6) 農作業場の関連資金
3. 融資金額	10万円以上700万円以内(1万円単位) ※資金使途(5)は100万円以内、資金使途(6)は500万円以内とする。
4. 融資期間	10年以内 但し、借換資金のみの場合は借換対象ローンの残存期間を上限とする
5. 融資方法	販売業者へ振込
6. 融資形式	証書貸付
7. 融資利率	甲所定の利率
8. 返済方法	元利均等返済 (1) 毎月 (2) 半年毎(年2回) (3) 年毎(年1回)
9. 利息徴求方法	甲所定の方法
10. 保証利率	年利1.3%(但し、変動方式とする)
11. 保証料の支払方法	後取り方式。保証料計算表を基に算出し翌月10日までに乙の指定口座へ振込むものとし、併せて「保証料計算書」を乙宛に送付する。

12. 担保	不要
13. 連帯保証人	原則として不要
14. 徴求書類	(1) 本人確認資料(運転免許証または健康保険証の写し) (2) 所得証明書(次のうちいずれか1つ) ・明細書付確定申告書(受付印のあるもの)の写し ・甲が発行する収入調査書 尚、他に給与所得等がある場合は、源泉徴収票または住民税決定通知書の写し (3) 使途証明資料(見積書、注文書または売買契約書の写し) (4) 資金使途が借換の場合に必要な資料 ・借換対象ローンの償還表等の返済明細書(写し) ・借換対象ローンの残高を確認する資料(写し)※返済明細書等で確認できる場合は不要 ・借換対象ローンの返済遅延がないことを証明する資料 ・借換対象ローンを完済したことを証する資料(実行後) (5) チェックシート(農機具ローン専用)

※甲はJA、乙は(株)ジャックスとする。
平成24年9月1日 一部改正
平成25年11月21日 一部改正(平成25年12月2日 施行)
令和2年4月1日 一部改正